

(別紙)

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針） 新旧対照表

変更前	変更後																								
<p>(様式第2-6号) 多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）</p> <p>1 取組の推進に関する基本的考え方 農業が基幹産業である本県にとって、農村地域の過疎化・高齢化等の進展は、農産物等の生産を通じた経済活動の低下に直結する課題である。 また、このことによって、県土の保全や水源の涵養、生物多様性の保全、良好な景観の形成など県民全体が享受している農業・農村の有する多面的機能の次世代への継承に支障が生じるおそれがある。 このような状況等を踏まえ、県では、平成31年3月、「中山間地域等集落活性化指針」を策定・公表し、将来にわたって安心して暮らし続けることができるような仕組みづくりに取り組み、農村集落をはじめ中山間地域等集落の活性化の実現を目指すこととしている。 農業・農村の有する多面的機能を維持・増進していくためには、集落ぐるみで継続した<u>取組</u>を展開していく必要がある。 このため、多面的機能支払交付金により、①水路の泥上げや農道の草刈りなどの地域資源の基礎的保全活動、②農村環境の良好な保全、水路や農道の軽微な補修など地域資源の適切な保全活動といった集落ぐるみの共同活動を支援する。</p> <p>2 農地維持支払交付金に関する事項 (1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定 ア 地域活動指針策定における基本的考え方 多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の「国が定める活動指針及び活動要件」に示す<u>取組</u>に加え、地域の創意工夫を引き出し、地域の多様な実態を踏まえた<u>取組</u>が可能となるよう、下記ウ「国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等」に示す<u>取組</u>を追加・設定する。 イ 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方 (7) 地域資源の基礎的保全活動 保全活動の全ての活動項目を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は除外する。 (4) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動 推進活動の<u>取組</u>から1以上<u>定めて</u>、毎年度実施するとともに、活動期間中に地域資源保全管理構想を策定する。 ウ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等 (7) 地域資源の基礎的保全活動</p> <table border="1" data-bbox="228 1278 1030 1487"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>取組内容の追加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構成項目</td> <td>実践活動</td> </tr> <tr> <td>対象施設等</td> <td>水路</td> </tr> <tr> <td>活動項目</td> <td>水路</td> </tr> <tr> <td>取 組</td> <td>9 水路附帯施設の保守管理</td> </tr> <tr> <td>取組内容</td> <td><input type="checkbox"/>配水操作 地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	取組内容の追加	構成項目	実践活動	対象施設等	水路	活動項目	水路	取 組	9 水路附帯施設の保守管理	取組内容	<input type="checkbox"/> 配水操作 地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。	<p>(様式第2-6号) 多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）</p> <p>1 取組の推進に関する基本的考え方 農業が基幹産業である本県にとって、農村地域の過疎化・高齢化等の進展は、農産物等の生産を通じた経済活動の低下に直結する課題である。 また、このことによって、県土の保全や水源の涵養、生物多様性の保全、良好な景観の形成など県民全体が享受している農業・農村の有する多面的機能の次世代への継承に支障が生じるおそれがある。 このような状況等を踏まえ、県では、平成31年3月、「中山間地域等集落活性化指針」を策定・公表し、将来にわたって安心して暮らし続けることができるような仕組みづくりに取り組み、農村集落をはじめ中山間地域等集落の活性化の実現を目指すこととしている。 農業・農村の有する多面的機能を維持・増進していくためには、集落ぐるみで継続した<u>活動</u>を展開していく必要がある。 このため、多面的機能支払交付金により、①水路の泥上げや農道の草刈りなどの地域資源の基礎的保全活動、②農村環境の良好な保全、水路や農道の軽微な補修など地域資源の適切な保全活動といった集落ぐるみの共同活動を支援する。</p> <p>2 農地維持支払交付金に関する事項 (1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定 ア 地域活動指針策定における基本的考え方 多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の「国が定める活動指針及び活動要件」に示す<u>活動</u>に加え、地域の創意工夫を引き出し、地域の多様な実態を踏まえた<u>活動</u>が可能となるよう、下記ウ「国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等」に示す<u>活動</u>を追加・設定する。 イ 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方 (7) 地域資源の基礎的保全活動 保全活動の全ての活動項目を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は除外する。 (4) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動 推進活動については、<u>活動を</u>1以上<u>選択し</u>、毎年度実施するとともに、活動期間中に地域資源保全管理構想を策定する。 ウ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等 (7) 地域資源の基礎的保全活動</p> <table border="1" data-bbox="1200 1278 2002 1487"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>活動内容の追加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動区分</td> <td>実践活動</td> </tr> <tr> <td>対象施設等</td> <td>水路</td> </tr> <tr> <td>活動項目</td> <td>水路</td> </tr> <tr> <td>活 動</td> <td>9 水路附帯施設の保守管理</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td><input type="checkbox"/>配水操作 地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	活動内容の追加	活動区分	実践活動	対象施設等	水路	活動項目	水路	活 動	9 水路附帯施設の保守管理	活動内容	<input type="checkbox"/> 配水操作 地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。
区 分	取組内容の追加																								
構成項目	実践活動																								
対象施設等	水路																								
活動項目	水路																								
取 組	9 水路附帯施設の保守管理																								
取組内容	<input type="checkbox"/> 配水操作 地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。																								
区 分	活動内容の追加																								
活動区分	実践活動																								
対象施設等	水路																								
活動項目	水路																								
活 動	9 水路附帯施設の保守管理																								
活動内容	<input type="checkbox"/> 配水操作 地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。																								

変更前

活動要件	—
区 分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農道
活動項目	農道
取 組	12 路面の維持
取組内容	活動計画書に位置づけた農道に砂利の補充や破損箇所の簡易な補修等の対策を行うなど、通行の障害となる程度の路面の凹凸をなくすようにすること。また、頻繁に砂利の補充が必要な箇所は、必要最小限で浸食防止のための対策をすること。
活動要件	—
区 分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	ため池
取 組	15 ため池附帯施設の保守管理
取組内容	<input type="checkbox"/> 配水操作 地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。
活動要件	—

(イ) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動
該当なし。

エ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙1）
鹿児島県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙1のとおりとする。

(2) (略)

(3) 交付金の算定の対象とする農用地
次の要件に該当する農用地とする。
① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存する農用地
② 農業生産の継続性及び多面的機能の維持の観点から、上記①の農用地と一体的な取組が必要と認められる農振白地及び市街化区域内の農用地等

(4) (略)

3 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する事項

- (1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定
ア 地域活動指針策定における基本的考え方
多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の「国が定める活動指針及び活動要件」に示す取組に加え、地域の創意工夫を引き出し、地域の多様な実態を踏まえた取組が可能となるよう、下記ウ「国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等」に示す取組を追加・設定する。
イ 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方
(7) 施設の軽微な補修等
活動計画書に位置付けた農用地及び施設等について、必要な取組を毎年度実施する。ただし、実

変更後

活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農道
活動項目	農道
活 動	12 路面の維持
活動内容	活動計画書に位置づけた農道に砂利の補充や破損箇所の簡易な補修等の対策を行うなど、通行の障害となる程度の路面の凹凸をなくすようにすること。また、頻繁に砂利の補充が必要な箇所は、必要最小限で浸食防止のための対策をすること。
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	ため池
活 動	15 ため池附帯施設の保守管理
活動内容	<input type="checkbox"/> 配水操作 地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。
活動要件	—

(イ) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動
該当なし。

エ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙1）
鹿児島県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙1のとおりとする。

(2) (略)

(3) 交付金の算定の対象とする農用地
次の要件に該当する農用地とする。
① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存する農用地
② 農業生産の継続性及び多面的機能の維持の観点から、上記①の農用地と一体的な活動が必要と認められる農振白地及び市街化区域内の農用地等

(4) (略)

3 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する事項

- (1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定
ア 地域活動指針策定における基本的考え方
多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の「国が定める活動指針及び活動要件」に示す活動に加え、地域の創意工夫を引き出し、地域の多様な実態を踏まえた活動が可能となるよう、下記ウ「国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等」に示す活動を追加・設定する。
イ 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方
(7) 施設の軽微な補修等
活動計画書に位置付けた農用地及び施設等について、必要な取組を毎年度実施する。ただし、実

変更前

施に当たっては、機能診断結果等を踏まえ実施の必要性を判断する。

- (イ) 農村環境保全活動
取組のテーマから1以上を定めて、そのテーマに該当する計画作成、実践活動及び啓発・普及のそれぞれを1取組以上実施する。
- (ウ) 多面的機能の増進を図る活動
任意の取組とするが、取り組む場合は毎年度実施する。

ウ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

- (7) 施設の軽微な補修等

区 分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	農用地
取 組	30 農用地の軽微な補修等
取組内容	<input type="checkbox"/> 農用地進入路の補修 生産性の確保による遊休農地発生の防止のために、破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
活動要件	—
区 分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	水路
取 組	31 水路の軽微な補修等
取組内容	<input type="checkbox"/> 安全施設の適正管理 水路の転落防護柵等の安全施設について、老朽化箇所の補修等の対策を行うなど、適正な管理を行うこと。また、水路内への転落防止や危険区域内への立ち入り防止等のための安全対策として防護柵を設置すること。
活動要件	—
区 分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	ため池
取 組	33 ため池の軽微な補修等
取組内容	<input type="checkbox"/> 安全施設の適正管理 ため池の転落防護柵等の安全施設について、老朽化箇所の補修等の対策を行うなど、適正な管理を行うこと。また、ため池への転落防止や危険区域内への立ち入り防止等のための安全対策として防護柵を設置すること。
活動要件	—

- (イ) 農村環境保全活動
該当なし。
- (ウ) 多面的機能の増進を図る活動
該当なし。

変更後

施に当たっては、機能診断結果等を踏まえ実施の必要性を判断する。

- (イ) 農村環境保全活動
取組のテーマから1以上を定めて、そのテーマに該当する計画作成、実践活動及び啓発・普及のそれぞれを1活動項目以上実施する。
- (ウ) 多面的機能の増進を図る活動
任意の活動とするが、取り組む場合は毎年度実施する。

ウ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

- (7) 施設の軽微な補修等

区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	農用地
活 動	30 農用地の軽微な補修等
活動内容	<input type="checkbox"/> 農用地進入路の補修 生産性の確保による遊休農地発生の防止のために、破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	水路
活 動	31 水路の軽微な補修等
活動内容	<input type="checkbox"/> 安全施設の適正管理 水路の転落防護柵等の安全施設について、老朽化箇所の補修等の対策を行うなど、適正な管理を行うこと。また、水路内への転落防止や危険区域内への立ち入り防止等のための安全対策として防護柵を設置すること。
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	ため池
活 動	33 ため池の軽微な補修等
活動内容	<input type="checkbox"/> 安全施設の適正管理 ため池の転落防護柵等の安全施設について、老朽化箇所の補修等の対策を行うなど、適正な管理を行うこと。また、ため池への転落防止や危険区域内への立ち入り防止等のための安全対策として防護柵を設置すること。
活動要件	—

- (イ) 農村環境保全活動
該当なし。
- (ウ) 多面的機能の増進を図る活動
該当なし。

変更前	変更後
<p>エ (略)</p> <p>(2) 交付単価</p> <p>ア 基本的考え方</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 「加算単価」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記イの(イ), (ウ)及び(エ)に示した「加算単価1」, 「加算単価2」とする。 ・ 多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が, 事業計画に定める活動期間中に, 農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の<u>取組</u>から新たに<u>取組</u>を選定し, 1 <u>取組</u>以上追加する場合又は新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が, 事業計画に定めた活動期間中に農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の<u>取組</u> (ただし, 広報活動を除く。) から2 <u>取組</u>以上選択して取り組む場合に, 当該活動期間中に限り加算できる交付単価は, 次に掲げる加算単価1 (多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援) に定めるとおりとする。 ・ 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受ける対象組織にあって, 次の(a)又は(b)のいずれかに該当する活動を行う場合に, 当該活動期間中に限り加算単価1 (多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援) に更に加算できる交付単価は次に掲げる加算単価2 (農村協働力の深化に向けた活動への支援) の定めるとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 農業者以外の者が構成員のうち4割以上を占め, かつ, 当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち8割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合 (b) 農業者以外の者が構成員のうち4割以上を占め, かつ, 役員に女性が2名以上選任されている場合で, 当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち6割以上が参加する実践活動を毎年度2種以上それぞれ別の日に行う場合 <p>[新設]</p> <p>イ 資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上を図る共同活動) の交付単価</p> <p>(ア) 基本単価 (略)</p> <p>(イ) 加算単価1 (多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援) (略)</p> <p>(ウ) 加算単価2 (農村協働力の深化に向けた活動への支援) (略)</p> <p>[新設]</p>	<p>エ (略)</p> <p>(2) 交付単価</p> <p>ア 基本的考え方</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 「加算単価」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記イの(イ), (ウ)及び(エ)に示した「加算単価1」, 「加算単価2」<u>及び「加算単価3」とする。</u> ・ 多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が, 事業計画に定める活動期間中に, 農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の<u>活動項目</u>から新たに<u>活動項目</u>を選定し, 1 <u>活動項目</u>以上追加する場合又は新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が, 事業計画に定めた活動期間中に農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の<u>活動項目</u> (ただし, 広報活動を除く。) から2 <u>活動項目</u>以上選択して取り組む場合に, 当該活動期間中に限り加算できる交付単価は, 次に掲げる加算単価1 (多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援) に定めるとおりとする。 ・ 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受ける対象組織にあって, 次の(a)又は(b)のいずれかに該当する活動を行う場合に, 当該活動期間中に限り加算単価1 (多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援) に更に加算できる交付単価は次に掲げる加算単価2 (農村協働力の深化に向けた活動への支援) の定めるとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 農業者以外の者が構成員のうち4割以上を占め, かつ, 当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち8割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合 (b) 農業者以外の者が構成員のうち4割以上を占め, かつ, 役員に女性が2名以上選任されている場合で, 当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち6割以上が参加する実践活動を毎年度2種以上それぞれ別の日に行う場合 ・ <u>事業計画に定める活動期間中に, 次の(a)又は(b)のいずれかに該当する 活動を行う場合に加算できる交付単価は, 次に掲げる加算単価3 (水田の雨水貯留機能の強化を推進する活動への支援) に定めるとおりとする。</u> <ul style="list-style-type: none"> (a) <u>資源向上支払 (共同) の交付を受ける田面積全体のうち5割以上において, 田の雨水貯留機能の強化を目的として, 大雨時の水田からの排水を調整するため, 水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合 (加算対象面積は当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体とする)</u> (b) <u>広域活動組織にあっては, 当該活動を実施する集落ごとに, 資源向上 支払 (共同) の交付を受ける集落内の田面積全体のうち5割以上において, 田の雨水貯留機能の強化を目的として, 大雨時の水田からの排水を調整するため, 水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合 (加算対象面積は当該活動を実施する各集落の対象農用地面積のうち田面積全体の合計とする)</u> <p>イ 資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上を図る共同活動) の交付単価</p> <p>(ア) 基本単価 (略)</p> <p>(イ) 加算単価1 (多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援) (略)</p> <p>(ウ) 加算単価2 (農村協働力の深化に向けた活動への支援) (略)</p> <p>(エ) <u>加算単価3 (水田の雨水貯留機能の強化を推進する活動への支援)</u></p>

変更前

変更後

(3) 交付金の算定の対象とする農用地
次の要件に該当する農用地とする。

- ① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存する農用地
- ② 農業生産の継続性及び多面的機能の維持の観点から、上記①の農用地と一体的な取組が必要と認められる農振白地及び市街化区域内の農用地等

(4) (略)

4 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

ア 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の「国が定める活動指針及び活動要件」に示す取組に加え、地域の創意工夫を引き出し、地域の多様な実態を踏まえた取組が可能となるよう、下記ウ「地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動」に示す取組を追加・設定する。

イ (略)

ウ 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

区分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	水路
取組	61 水路の補修
取組内容	□ゲート、ポンプ等の補修 ゲート、ポンプ及びポンプ室等の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
活動要件	—
区分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	水路
取組	61 水路の補修
取組内容	□取水施設の補修 頭首工の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
活動要件	—
区分	取組内容の追加
構成項目	実践活動

適用	地目	国の農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価	国の農地維持支払交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価
加算単価	田	200円	400円

(3) 交付金の算定の対象とする農用地
次の要件に該当する農用地とする。

- ① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存する農用地
- ② 農業生産の継続性及び多面的機能の維持の観点から、上記①の農用地と一体的な活動が必要と認められる農振白地及び市街化区域内の農用地等

(4) (略)

4 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

ア 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の「国が定める活動指針及び活動要件」に示す活動に加え、地域の創意工夫を引き出し、地域の多様な実態を踏まえた活動が可能となるよう、下記ウ「地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動」に示す活動を追加・設定する。

イ (略)

ウ 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	水路
活動	61 水路の補修
活動内容	□ゲート、ポンプ等の補修 ゲート、ポンプ及びポンプ室等の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	水路
活動	61 水路の補修
活動内容	□取水施設の補修 頭首工の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動

変更前

変更後

対象施設等	水路
活動項目	水路
取組	61 水路の補修
取組内容	<u>□沈砂池等の補修</u> 沈砂池等の法面侵食や破損、老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
活動要件	—
区分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	水路
取組	61 水路の補修
取組内容	<u>□水路法面の補修</u> 水路法面に侵食や土砂の崩壊などが生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。
活動要件	—
区分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	水路
取組	62 水路の更新等
取組内容	<u>□水路蓋の設置</u> 水路等の蓋板等について、更新等の対策を行うこと。
活動要件	—
区分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農道
活動項目	農道
取組	64 農道の更新等
取組内容	<u>□道路側溝等の設置</u> 道路側溝等の不備により農道の維持管理に支障が生じている場合、新たに道路側溝を設置することによる対策を行うこと。
活動要件	—
区分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	ため池
取組	65 ため池の補修
取組内容	<u>□ため池の浚渫</u> ため池において、土砂の堆積により機能低下が見られる場合、土砂上げを行うこと。
活動要件	—
区分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農地
活動項目	農地
取組	120 補修

対象施設等	水路
活動項目	水路
活動	61 水路の補修
活動内容	<u>□沈砂池等の補修</u> 沈砂池等の法面侵食や破損、老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	水路
活動	61 水路の補修
活動内容	<u>□水路法面の補修</u> 水路法面に侵食や土砂の崩壊などが生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	水路
活動	62 水路の更新等
活動内容	<u>□水路蓋の設置</u> 水路等の蓋板等について、更新等の対策を行うこと。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農道
活動項目	農道
活動	64 農道の更新等
活動内容	<u>□道路側溝等の設置</u> 道路側溝等の不備により農道の維持管理に支障が生じている場合、新たに道路側溝を設置することによる対策を行うこと。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	ため池
活動	65 ため池の補修
活動内容	<u>□ため池の浚渫</u> ため池において、土砂の堆積により機能低下が見られる場合、土砂上げを行うこと。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農地
活動項目	農地
活動	120 補修

変更前

変更後

取組 内容	<input type="checkbox"/> 暗きよ排水の補修 暗きよ排水の一部が破損している場合、破損状況に応じた補修等の対策を行うこと。
活動要件	—
区 分	取組 の追加及び 取組 内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農地
活動項目	農地
取 組	120 補修
取組 内容	<input type="checkbox"/> 給水栓の補修 給水栓の一部が破損している場合、破損状況に応じた補修等の対策を行うこと。
活動要件	—
区 分	取組 の追加及び 取組 内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農地
活動項目	農地
取 組	121 更新等
取組 内容	<input type="checkbox"/> 暗きよ排水の設置 生産性の確保による遊休農地の防止のために、暗きよ排水の設置を行うこと。
活動要件	実践活動
区 分	取組 の追加及び 取組 内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農地
活動項目	農地
取 組	121 更新等
取組 内容	<input type="checkbox"/> 給水栓の設置 老朽化等により機能に障害が生じている給水栓等の更新等の対策を行うこと。
活動要件	—
区 分	取組 の追加及び 取組 内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農地
活動項目	農地
取 組	121 更新等
取組 内容	<input type="checkbox"/> 農用地への客土等 生産性の確保による遊休農地の防止のために、客土や混層耕、心土破碎等の対策を行うこと。
活動要件	—

活動 内容	<input type="checkbox"/> 暗きよ排水の補修 暗きよ排水の一部が破損している場合、破損状況に応じた補修等の対策を行うこと。
活動要件	—
区 分	活動 の追加及び 活動 内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農地
活動項目	農地
活 動	120 補修
活動 内容	<input type="checkbox"/> 給水栓の補修 給水栓の一部が破損している場合、破損状況に応じた補修等の対策を行うこと。
活動要件	—
区 分	活動 の追加及び 活動 内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農地
活動項目	農地
活 動	121 更新等
活動 内容	<input type="checkbox"/> 暗きよ排水の設置 生産性の確保による遊休農地の防止のために、暗きよ排水の設置を行うこと。
活動要件	実践活動
区 分	活動 の追加及び 活動 内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農地
活動項目	農地
活 動	121 更新等
活動 内容	<input type="checkbox"/> 給水栓の設置 老朽化等により機能に障害が生じている給水栓等の更新等の対策を行うこと。
活動要件	—
区 分	活動 の追加及び 活動 内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農地
活動項目	農地
活 動	121 更新等
活動 内容	<input type="checkbox"/> 農用地への客土等 生産性の確保による遊休農地の防止のために、客土や混層耕、心土破碎等の対策を行うこと。
活動要件	—

エ (略)

エ (略)

(2) 交付金の算定の対象とする農用地
次の要件に該当する農用地とする。

- ① 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存する農用地

(2) 交付金の算定の対象とする農用地
次の要件に該当する農用地とする。

- ① 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存する農用地

変更前	変更後
<p>② 農業生産の継続性及び多面的機能の維持の観点から、上記①の農用地と一体的な<u>取組</u>が必要と認められる農振白地及び市街化区域内の農用地等</p> <p>5・6 (略)</p> <p>【参考添付資料】 (略)</p>	<p>② 農業生産の継続性及び多面的機能の維持の観点から、上記①の農用地と一体的な<u>活動</u>が必要と認められる農振白地及び市街化区域内の農用地等</p> <p>5・6 (略)</p> <p>【参考添付資料】 (略)</p>

(別紙)

(別紙 1) 鹿児島県 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（農地維持活動） 新旧対照表

変更前				変更後							
第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件				第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件							
1 地域資源の基礎的な保全活動				1 地域資源の基礎的な保全活動							
		地域活動指針				地域活動指針					
		活動項目	取組			活動区分	活動項目				
点検・ 計画策定	点検	1 点検	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施する。	点検・ 計画策定	点検	1 点検	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施する。				
	計画策定	2 年度活動計画の策定	点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。		計画策定	2 年度活動計画の策定	点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。				
研修		3 事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修	事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修について、5年間に各1回以上実施する。	研修		3 事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修	事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修について、5年間に各1回以上実施する。				
実践活動	農用地	4 遊休農地発生防止のための保全管理	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・法面・防風林の草刈り等を毎年度実施する。ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要となる取組を実施する。	実践活動	農用地	4 遊休農地発生防止のための保全管理	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・法面・防風林の草刈り等を毎年度実施する。ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要となる活動項目を実施する。				
		5 畦畔・法面・防風林の草刈り				5 畦畔・法面・防風林の草刈り					
		6 鳥獣害防護柵等の保守管理				6 鳥獣害防護柵等の保守管理					
	水路	7 水路の草刈り			7 水路の草刈り						
		8 水路の泥上げ			8 水路の泥上げ						
		9 水路附帯施設の保守管理			9 水路附帯施設の保守管理						
	農道	10 農道の草刈り			10 農道の草刈り						
		11 農道側溝の泥上げ			11 農道側溝の泥上げ						
		12 路面の維持			12 路面の維持						
	ため池	13 ため池の草刈り			13 ため池の草刈り						
		14 ため池の泥上げ			14 ため池の泥上げ						
		15 ため池附帯施設の保守管理			15 ため池附帯施設の保守管理						
	共通	16 異常気象時の対応			16 異常気象時の対応						
	2 地域資源の適切な保全管理のための推進活動				2 地域資源の適切な保全管理のための推進活動						
					活動項目	取組				活動区分	活動項目
	地域資源の適切な保全管理のための推進活動				17 農業者（入り作農家，土地持ち非農家を含む）による検討会の開催	該当する取組を選択し、毎年度実施する。		地域資源の適切な保全管理のための推進活動		17 農業者（入り作農家，土地持ち非農家を含む）による検討会の開催	該当する活動項目を選択し、毎年度実施する。
18 農業者に対する意向調査，農業者による現地調査			18 農業者に対する意向調査，農業者による現地調査								

変更前

- | | |
|----|---|
| 19 | 不在村地主との連絡体制の整備，調整，それに必要な調査 |
| 20 | 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ・交流会の開催 |
| 21 | 地域住民等に対する意向調査，地域住民等との集落内調査 |
| 22 | 有識者等による研修会，有識者を交えた検討会の開催 |
| 23 | その他（地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定） |

変更後

- | | |
|----|---|
| 19 | 不在村地主との連絡体制の整備，調整，それに必要な調査 |
| 20 | 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ・交流会の開催 |
| 21 | 地域住民等に対する意向調査，地域住民等との集落内調査 |
| 22 | 有識者等による研修会，有識者を交えた検討会の開催 |
| 23 | その他（地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定） |

第2 **取組**の説明地域資源の基礎的な保全活動

1 地域資源の基礎的な保全活動

(1) 点検・計画策定

ア 点検

①点検

【農用地に関する**取組内容**】（略）

【水路（開水路，パイプライン）に関する**取組内容**】（略）

【農道に関する**取組内容**】（略）

【ため池（管理道路含む）に関する**取組内容**】（略）

イ 計画策定（略）

(2) 研修（略）

(3) 実践活動

ア 農用地に関する**取組内容**（略）

イ 水路（開水路・パイプライン）に関する**取組内容**（略）

ウ 農道に関する**取組内容**（略）

エ ため池に関する**取組内容**（略）

オ 共通（略）

2 地域資源の適切な保全管理のための推進活動（略）

第2 **活動**の説明地域資源の基礎的な保全活動

1 地域資源の基礎的な保全活動

(1) 点検・計画策定

ア 点検

①点検

【農用地に関する**活動内容**】（略）

【水路（開水路，パイプライン）に関する**活動内容**】（略）

【農道に関する**活動内容**】（略）

【ため池（管理道路含む）に関する**活動内容**】（略）

イ 計画策定（略）

(2) 研修（略）

(3) 実践活動

ア 農用地に関する**活動内容**（略）

イ 水路（開水路・パイプライン）に関する**活動内容**（略）

ウ 農道に関する**活動内容**（略）

エ ため池に関する**活動内容**（略）

オ 共通（略）

2 地域資源の適切な保全管理のための推進活動（略）

(別紙)

(別紙2) 鹿児島県 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件(資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動)) 新旧対照表

変更前				変更後					
第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件				第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件					
1 施設の軽微な補修等				1 施設の軽微な補修等					
		地域活動指針				地域活動指針			
		活動項目	取組			活動項目	活動要件		
機能診断 ・計画策定	機能診断	24 農用地の機能診断	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、施設の機能診断、診断結果の記録管理を毎年度実施する。	機能診断	機能診断	24 農用地の機能診断	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、施設の機能診断、診断結果の記録管理を毎年度実施する。		
		25 水路の機能診断				25 水路の機能診断			
		26 農道の機能診断				26 農道の機能診断			
		27 ため池の機能診断				27 ため池の機能診断			
		計画策定	28 年度活動計画の策定			計画策定	28 年度活動計画の策定		
研修		29 機能診断・補修技術等に関する研修		研修		29 機能診断・補修技術等に関する研修			
実践活動	農用地	30 農用地の軽微な補修等	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、農用地の軽微な補修等、必要な取組を毎年度実施する。	実践活動	農用地	30 農用地の軽微な補修等	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、農用地の軽微な補修等、必要な活動項目を毎年度実施する。		
	水路	31 水路の軽微な補修等			水路	31 水路の軽微な補修等			
	農道	32 農道の軽微な補修等			農道	32 農道の軽微な補修等			
	ため池	33 ため池の軽微な補修等			ため池	33 ため池の軽微な補修等			
2 農村環境保全活動				2 農村環境保全活動					
		活動項目	取組			活動項目	活動要件		
		テーマ				テーマ			
計画策定	生態系保全	34 生物多様性保全計画の策定	選択したテーマについて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を毎年度策定する。	計画策定	生態系保全	34 生物多様性保全計画の策定	選択したテーマについて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を毎年度策定する。		
	水質保全	35 水質保全計画、農地保全計画の策定			水質保全	35 水質保全計画、農地保全計画の策定			
	景観形成・生活環境保全	36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定			景観形成・生活環境保全	36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定			
	水田貯留機能増進・地下水かん養	37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定			水田貯留機能増進・地下水かん養	37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定			
	資源循環	38 資源循環計画の策定			資源循環	38 資源循環計画の策定			
実践活動	生態系保全	39 生物の生息状況の把握	選択したテーマに基づき、生態系保全を図るため、生物の生息状況の把握等の取組を毎年度1つ以上実施する。	実践活動	生態系保全	39 生物の生息状況の把握	選択したテーマに基づき、生態系保全を図るため、生物の生息状況の把握等の活動項目を毎年度1つ以上実施する。		
					40 外来種の駆除			40 外来種の駆除	
					41 その他(生態系保全)			41 その他(生態系保全)	

変更前			変更後			
	水質保全	42 水質モニタリングの実施・記録管理	選択したテーマに基づき、水質保全を図るため、水質モニタリングの実施・記録管理等の 取組 を毎年度1つ以上実施する。	水質保全	42 水質モニタリングの実施・記録管理	選択したテーマに基づき、水質保全を図るため、水質モニタリングの実施・記録管理等の 活動項目 を毎年度1つ以上実施する。
		43 畑からの土砂流出対策			43 畑からの土砂流出対策	
		44 その他（水質保全）			44 その他（水質保全）	
	景観形成・生活環境保全	45 植栽等の景観形成活動	選択したテーマに基づき、景観形成・生活環境保全を図るため、植栽等の景観形成活動等の 取組 を毎年度1つ以上実施する。	景観形成・生活環境保全	45 植栽等の景観形成活動	選択したテーマに基づき、景観形成・生活環境保全を図るため、植栽等の景観形成活動等の 活動項目 を毎年度1つ以上実施する。
		46 施設等の定期的な巡回点検・清掃			46 施設等の定期的な巡回点検・清掃	
		47 その他（景観形成・生活環境保全）			47 その他（景観形成・生活環境保全）	
	水田貯留機能増進・地下水かん養	48 水田の貯留機能向上活動	選択したテーマに基づき、水田貯留機能増進・地下水かん養を図るため、水田の貯留機能向上活動等の 取組 を毎年度1つ以上実施する。	水田貯留機能増進・地下水かん養	48 水田の貯留機能向上活動	選択したテーマに基づき、水田貯留機能増進・地下水かん養を図るため、水田の貯留機能向上活動等の 活動項目 を毎年度1つ以上実施する。
		49 水田の地下水かん養機能向上活動・水源かん養林の保全			49 水田の地下水かん養機能向上活動・水源かん養林の保全	
	資源循環	50 地域資源の活用・資源循環活動	選択したテーマに基づき、資源循環を図るため、地域資源の活用・資源循環活動を毎年度実施する。	資源循環	50 地域資源の活用・資源循環活動	選択したテーマに基づき、資源循環を図るため、地域資源の活用・資源循環活動を毎年度実施する。
	啓発・普及	51 啓発・普及活動	選択したテーマに基づき、地域住民等の理解を深めるための啓発・普及活動を毎年度実施する。	啓発・普及	51 啓発・普及活動	選択したテーマに基づき、地域住民等の理解を深めるための啓発・普及活動を毎年度実施する。

3 多面的機能の増進を図る活動

活動項目	取組	活動要件
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の 取組 とし、実施する場合は、 取組内容 を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施する。
	53 農地周りの 環境改善活動の強化	
	54 地域住民による直営施工	
	55 防災・減災力の強化	
	56 農村環境保全活動の幅広い展開	
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	
	59 知事、市町村長が特に認める活動	
	60 広報活動	

3 多面的機能の増進を図る活動

活動区分	活動項目	活動要件
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の 実施 とし、実施する場合は、 活動項目 を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施する。
	53 鳥獣被害防止対策及び 環境改善活動の強化	
	54 地域住民による直営施工	
	55 防災・減災力の強化	
	56 農村環境保全活動の幅広い展開	
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	
	59 知事、市町村長が特に認める活動	
	60 広報活動	

第2 **取組**の説明

- 1 施設の軽微な補修等

第2 **活動**の説明

- 1 施設の軽微な補修等

変更前	変更後
<p>(1) 機能診断・計画策定</p> <p>ア 機能診断 【農用地に関する取組内容】 (略) 【水路（開水路、パイプライン）に関する取組内容】 (略) 【農道に関する取組内容】 (略) 【ため池（管理道路含む）に関する取組内容】 (略)</p> <p>イ 計画策定 (略)</p> <p>(2) 研修（機能診断・補修技術等の研修） (略)</p> <p>(3) 実践活動</p> <p>ア 農用地に関する取組内容 (略) イ 水路に関する取組内容 (略) ウ 農道に関する取組内容 (略) エ ため池に関する取組内容 (略)</p> <p>2 農村環境保全活動</p> <p>(1) 計画策定 (略)</p> <p>(2) 実践活動</p> <p>ア 生態系保全 (略) イ 水質保全 (略) ウ 景観形成・生活環境保全</p> <p>45 植栽等の景観形成活動 (略) 46 施設等の定期的な巡回点検・清掃 (略) 47 その他（景観形成・生活環境保全） <input type="checkbox"/> 農業用水の地域用水としての利用・管理 (略) <input type="checkbox"/> 伝統的施設や農法の保全・実施 (略) <input type="checkbox"/> 農用地からの風塵の防止活動 (略)</p> <p>・農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽を行い、適正な維持管理を行う等の取組を行うこと。又は、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。</p> <p>エ 水田貯留機能増進・地下水かん養</p> <p>48 水田の貯留機能向上活動</p> <p>・大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行うこと。 ・大雨時の水田での貯留効果を向上させるため、畦畔の嵩上げ等を行うこと。</p> <p>・大雨時に、水田への湛水による一時貯留やため池等の空容量を活用し、貯留機能を向上させるため、ゲート等の操作や排水ポンプの稼働を行うこと。</p> <p>49 水田の地下水かん養機能向上活動，水源かん養林の保全 (略)</p> <p>オ 資源循環 (略)</p> <p>(3) 啓発・普及</p> <p>51 啓発・普及活動</p> <p>① 広報活動（パンフレット等の作成・頒布，看板設置等），啓発活動（有識者の指導，勉強会等）に関する取組内容 <input type="checkbox"/> 広報活動 ・農村環境保全活動に対する地域住民等の理解を深めるために，パンフレット，機関誌等</p>	<p>(1) 機能診断・計画策定</p> <p>ア 機能診断 【農用地に関する活動内容】 (略) 【水路（開水路、パイプライン）に関する活動内容】 (略) 【農道に関する活動内容】 (略) 【ため池（管理道路含む）に関する活動内容】 (略)</p> <p>イ 計画策定 (略)</p> <p>(2) 研修（機能診断・補修技術等の研修） (略)</p> <p>(3) 実践活動</p> <p>ア 農用地に関する活動内容 (略) イ 水路に関する活動内容 (略) ウ 農道に関する活動内容 (略) エ ため池に関する活動内容 (略)</p> <p>2 農村環境保全活動</p> <p>(1) 計画策定 (略)</p> <p>(2) 実践活動</p> <p>ア 生態系保全 (略) イ 水質保全 (略) ウ 景観形成・生活環境保全</p> <p>45 植栽等の景観形成活動 (略) 46 施設等の定期的な巡回点検・清掃 (略) 47 その他（景観形成・生活環境保全） <input type="checkbox"/> 農業用水の地域用水としての利用・管理 (略) <input type="checkbox"/> 伝統的施設や農法の保全・実施 (略) <input type="checkbox"/> 農用地からの風塵の防止活動 (略)</p> <p>・農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽を行い、適正な維持管理を行う等の活動をを行うこと。又は、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。</p> <p>エ 水田貯留機能増進・地下水かん養</p> <p>48 水田の貯留機能向上活動</p> <p>・大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行うこと。 ・大雨時の水田での貯留効果を向上させるため、畦畔の嵩上げ等を行うこと。ただし、前述の排水調節の活動を行う場合に限る。 ・大雨時に、水田への湛水による一時貯留やため池等の空容量を活用し、貯留機能を向上させるため、ゲート等の操作や排水ポンプの稼働を行うこと。</p> <p>49 水田の地下水かん養機能向上活動，水源かん養林の保全 (略)</p> <p>オ 資源循環 (略)</p> <p>(3) 啓発・普及</p> <p>51 啓発・普及活動</p> <p>① 広報活動（パンフレット等の作成・頒布，看板設置等），啓発活動（有識者の指導，勉強会等）に関する活動内容 <input type="checkbox"/> 広報活動 ・農村環境保全活動に対する地域住民等の理解を深めるために，パンフレット，機関誌等</p>

変更前	変更後
<p>の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外来種の侵入防止や駆除に対する理解を醸成する<u>取組</u>を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>啓発活動（略）</p> <p>② 地域住民との交流活動，学校教育，行政機関等との連携に関する<u>取組内容</u></p> <p><input type="checkbox"/>地域住民等との交流活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動を契機として，農村環境保全活動に対する地域住民等の関心を高めるために，地域住民等との交流活動を行うこと。 ・地域における生物多様性保全，景観形成等への認識を高めるために，地域内の水路等でみられる生物を対象とした観察会や地域の農村環境を再点検するためのウォーキング等を行うこと。 ・生物多様性保全への意識向上のために設置した植物等の観察路や鳥の観察台について，定期的なゴミ除去等による適正な維持管理を行うこと。又は，新たに観察路等を設置し，管理を行うこと。 ・農村環境保全活動に<u>取り組む</u>団体との意見交換会の<u>実施</u>等により，連携を図ること。 ・地域における水田を利用した水田貯留機能増進・地下水かん養を推進していくために下流域と上流域との間での情報交換会の実施等により，連携を図ること。 <p><input type="checkbox"/>学校教育等との連携（略）</p> <p><input type="checkbox"/>行政機関等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が田園環境整備マスタープランを策定（変更）する際に，地域における生息生物，水質等の各テーマに関する情報を提供したり，内容について意見を述べること。また，地域での<u>取組</u>等をマスタープランに位置付ける等の連携強化を図ること。 ・市町村等が作成する広報誌について，地域における生息生物・景観等についての情報を提供したり，地域の<u>取組</u>実績等を投稿すること。 <p>③ 地域内の規制等の取り決めに関する<u>取組内容</u></p> <p><input type="checkbox"/>地域内の規制等の取り決め（略）</p> <p>3 多面的機能の増進を図る活動</p> <p><input type="checkbox"/>52 遊休農地の有効活用（略）</p> <p><input type="checkbox"/>53 <u>農地周りの環境改善活動の強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・獣被害防止のための対策施設の設置や農地周りの藪等の伐採，侵入竹等の防止等，農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>54 地域住民による直営施工（略）</p> <p><input type="checkbox"/>55 防災・減災力の強化（略）</p> <p><input type="checkbox"/>56 農村環境保全活動の幅広い展開（略）</p> <p><input type="checkbox"/>57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用（略）</p> <p><input type="checkbox"/>58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化（略）</p> <p><input type="checkbox"/>59 知事，市町村長が特に認める活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が策定した地域活動指針において，地域の多様な実態を踏まえて追加した<u>取組について</u>，活動を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>60 広報活動（略）</p> <p>4 (1)～(3)（略）</p> <p>(4) 専門家の指導</p> <p><input type="checkbox"/>専門家による技術的指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象活動に関する専門的な知見又は技能を有している者の指導や助言を受け対象活動に<u>取り組む</u>こと。また，指導内容及びその反映状況を記録すること。 	<p>の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外来種の侵入防止や駆除に対する理解を醸成する<u>活動</u>を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>啓発活動（略）</p> <p>② 地域住民との交流活動，学校教育，行政機関等との連携に関する<u>活動内容</u></p> <p><input type="checkbox"/>地域住民等との交流活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動を契機として，農村環境保全活動に対する地域住民等の関心を高めるために，地域住民等との交流活動を行うこと。 ・地域における生物多様性保全，景観形成等への認識を高めるために，地域内の水路等でみられる生物を対象とした観察会や地域の農村環境を再点検するためのウォーキング等を行うこと。 ・生物多様性保全への意識向上のために設置した植物等の観察路や鳥の観察台について，定期的なゴミ除去等による適正な維持管理を行うこと。又は，新たに観察路等を設置し，管理を行うこと。 ・農村環境保全活動を<u>実施する</u>団体との意見交換会の<u>開催</u>等により，連携を図ること。 ・地域における水田を利用した水田貯留機能増進・地下水かん養を推進していくために下流域と上流域との間での情報交換会の実施等により，連携を図ること。 <p><input type="checkbox"/>学校教育等との連携（略）</p> <p><input type="checkbox"/>行政機関等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が田園環境整備マスタープランを策定（変更）する際に，地域における生息生物，水質等の各テーマに関する情報を提供したり，内容について意見を述べること。また，地域での<u>活動</u>等をマスタープランに位置付ける等の連携強化を図ること。 ・市町村等が作成する広報誌について，地域における生息生物・景観等についての情報を提供したり，地域の<u>活動</u>実績等を投稿すること。 <p>③ 地域内の規制等の取り決めに関する<u>活動内容</u></p> <p><input type="checkbox"/>地域内の規制等の取り決め（略）</p> <p>3 多面的機能の増進を図る活動</p> <p><input type="checkbox"/>52 遊休農地の有効活用（略）</p> <p><input type="checkbox"/>53 <u>鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・獣被害防止のための対策施設の設置や<u>鳥獣緩衝帯の整備・保全管理</u>，農地周りの藪等の伐採，侵入竹等の防止等，農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>54 地域住民による直営施工（略）</p> <p><input type="checkbox"/>55 防災・減災力の強化（略）</p> <p><input type="checkbox"/>56 農村環境保全活動の幅広い展開（略）</p> <p><input type="checkbox"/>57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用（略）</p> <p><input type="checkbox"/>58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化（略）</p> <p><input type="checkbox"/>59 知事，市町村長が特に認める活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が策定した地域活動指針において，地域の多様な実態を踏まえて追加した活動を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>60 広報活動（略）</p> <p>4 (1)～(3)（略）</p> <p>(4) 専門家の指導</p> <p><input type="checkbox"/>専門家による技術的指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象活動に関する専門的な知見又は技能を有している者の指導や助言を受け対象活動を<u>実施する</u>こと。また，指導内容及びその反映状況を記録すること。

(別紙)

(別紙3) 鹿児島県 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件(資源向上活動(施設の長寿命化のための活動)) 新旧対照表

変更前				変更後			
1 地域活動指針及び同指針に基づく要件				第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件			
		地域活動指針				地域活動指針	
		活動項目	取組			活動区分	活動項目
		施設区分				施設区分	
実践活動	水路	61 水路の補修	原則として工事1件当たり2百万円未満とする。 また、知事が策定する要綱基本方針に基づき、対象組織が工事1件当たり2百万円以上の活動を実施する場合、県又は推進組織が当該活動について技術的指導を行う。	水路	61 水路の補修	原則として工事1件当たり2百万円未満とする。 また、知事が策定する要綱基本方針に基づき、対象組織が工事1件当たり2百万円以上の活動を実施する場合、県又は推進組織が当該活動について技術的指導を行う。	
		62 水路の更新等			62 水路の更新等		
	農道	63 農道の補修		農道	63 農道の補修		
		64 農道の更新等			64 農道の更新等		
	ため池	65 ため池の補修		ため池	65 ため池の補修		
66 ため池(附帯施設)の更新等		66 ため池(附帯施設)の更新等					
農地	120 補修 121 更新等	農地	120 補修 121 更新等				
第2 取組の説明 (略)				第2 活動の説明 (略)			